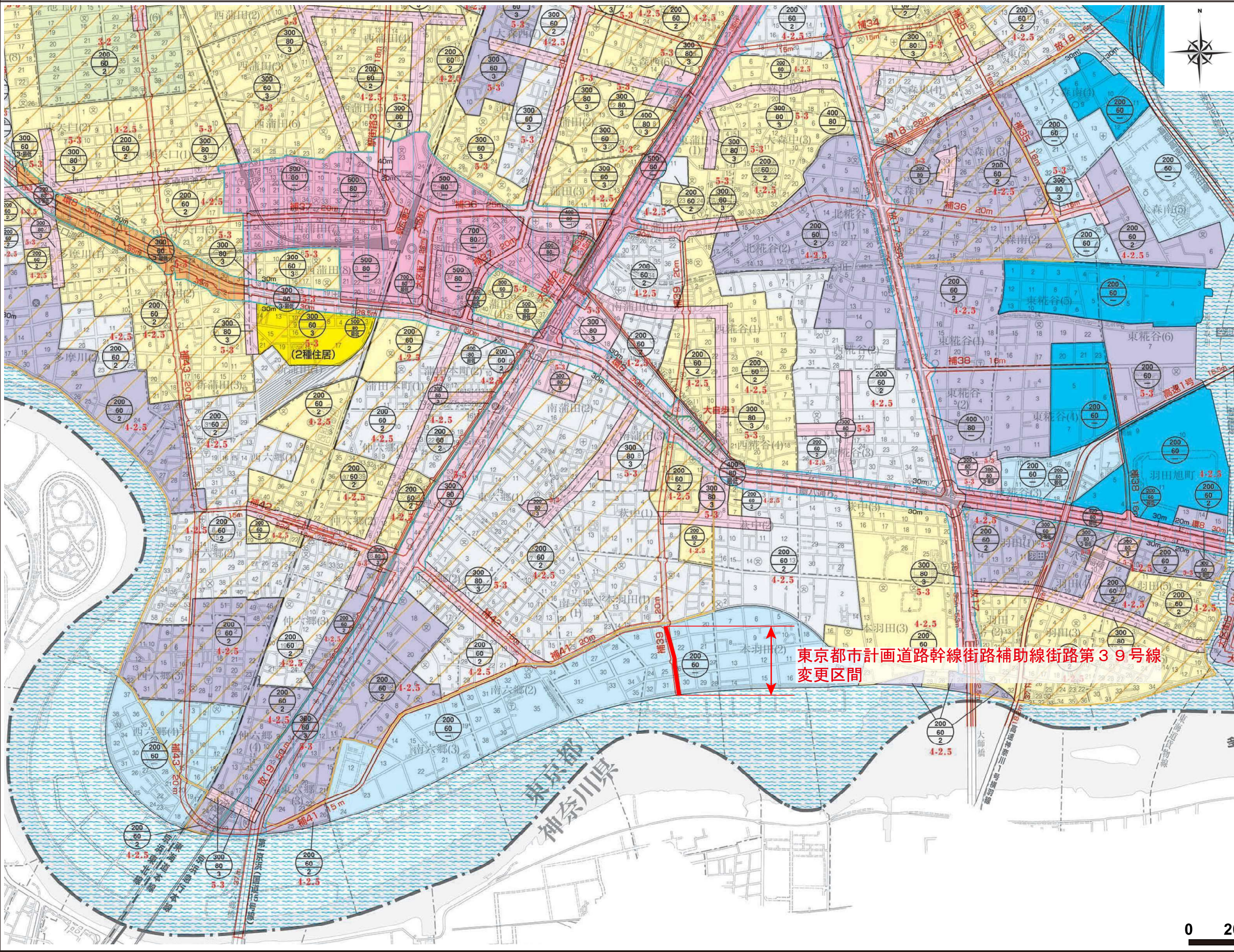




凡 例	
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
容 積 率・ 建 ぺ い 率	容 積 率 (%)
	建 ぺ い 率 (%)
高 度 地 区	高度地区
	第1種高度地区
	第2種高度地区
	第3種高度地区
防 火 関 係	最低限高度地区 (7m)
	防火地域
	準防火地域 (消防計画区域で防火地域に指定された区域)
特 別 業 務 地 区	新たな防火規制区域
	特別業務地区
保 全 地 区	東京臨港地区
	大森ふるさととの浜辺 特別緑地保全地区
流 通 業 務 地 区	特別緑地保全地区
	南部流通業務地区
生 産 緑 地 地 区	生産緑地地区
	高度利用地区
市 街 化 調 整 区 域	市街化調整区域
	この調整区域は、市街化調整区域です。
東京都市計画道路	

日影規制時間

3:2 4:2.5 (第1種・第2種低層住居専用地域内)は測定面の高さ1.5m、他は4.0m

注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、1.0mです。
2. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から20mです。

路線式図

都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合

※本図は概略図です。都市計画道路の詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。

1 : 15,000

0 200 400 1,000m